

## 松江市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）に基づく高等職業訓練促進給付金等については、他の法令に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練に対する助成を行なうことで、母子家庭及び父子家庭の経済的自立の促進に資することを目的とする。

### (給付金の種類)

第3条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

### (対象者)

第4条 訓練促進給付金の対象者は、養成機関において修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において、次の各号に掲げる要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たないものをいう。）を扶養しているものをいう。次条において同じ。）とする。

- (1) 松江市に住所を有していること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者又は当該所得水準を超えてから1年を経過していない者であること。
- (3) 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (5) 父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者であること。

2 前項の規定にかかわらず、現に訓練促進給付金の給付を受けている者は、重複して本事業

の支給対象者となることができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、過去に訓練促進給付金の給付を受けた者は、原則として本事業の支給対象者となることができない。

第5条 修了支援給付金の支給対象者は、修業開始日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、前条第1項に掲げる要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に修了支援給付金の給付を受けた者は、本事業の支給対象者となることができない。

（対象資格）

第6条 本事業の対象資格は、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ、法令の定めにより養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものとする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) シスコシステムズ認定資格
- (13) LPI 認定資格
- (14) その他市長が前各号に掲げるものに準じるものであると認める資格

（支給期間等）

第7条 訓練促進給付金の支給期間は、対象者が修業する期間に相当する期間（当該期間が48か月を超えるときは、48か月）を超えない期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し、平成31年4月1日時点で修業中

の者については、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が 48 か月を超えるときは、48 か月）を超えない期間とする。

- 3 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算 60 月を越えない範囲で支給するものとする。（なお、令和 7 年度以前に修業を開始し、令和 8 年 4 月 1 日時点で修業中の者についても、通算 60 月を越えない範囲で支給するものとする。）
- 4 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 5 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

（支給額等）

第 8 条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者（対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4 月から 7 月までに訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額 10 万円（養成機関における課程の修了までの最後の 12 か月の期間については、月額 14 万円。平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始した者は月額 14 万 1 千円）
  - (2) 前号に掲げる者以外の者 月額 7 万 5 百円（養成機関における課程の修了までの最後の 12 か月の期間については、月額 11 万 5 百円）
- 2 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
- (1) 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の

属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村税が課されない者 5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 2万5千円

(事前相談の実施)

第9条 市長は、事前に受給を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握するものとする。

(給付金の支給申請)

第10条 訓練促進給付金又は修了支援交付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる給付金の種類に応じ、次に定める期間内に高等職業訓練促進給付金等支給申請書(様式第1号。以下「支給申請書」という。)により市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。

(1) 訓練促進給付金 修業開始日以後、修了するまで

(2) 修了支援給付金 修了日を経過した日から起算して30日以内

2 訓練促進給付金の申請には、次の書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。)の所得の額並びに加算対象扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。)及び生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

ウ 対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年とする。)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らか

にすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(3) 第8条第1項第1号に掲げる者にあつては、対象者及び対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類

(4) 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

3 修了支援給付金の申請には、次の書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

(2) 前項第2号に掲げるいずれかの書類

(3) 対象者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

(4) 第8条第2項第1号に掲げる者にあつては、対象者及び対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度とする。)の状況を証明できるものに限る。)

(5) 当該カリキュラムの修了証明書の写し

(支給決定)

第11条 市長は、前条の申請があつたときは、支給の可否及びその支給額を決定するとともに、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知するものとする。

(修業期間中の状況確認)

第12条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることができる。

2 市長は、受給者に対し、前項に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要と認める報告を求めることができる。

(受給資格喪失の届出等)

第13条 受給者は、次の各号に掲げるときは、その旨を14日以内に高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（様式第2号）により市長に届出なければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 修業を取止めたこと等により支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) 当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき、又は世帯を構成する者（当該受給者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったとき。

（支給決定の取消）

第 14 条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、その旨を遅滞なく当該対象者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第 15 条 市長は、受給者が支給要件に該当しないにもかかわらず、訓練促進給付金又は修了支援給付金を受給したときは、既に支給した訓練促進給付金又は修了支援給付金の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（雑則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。